

平成28年4月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 高橋 啓
平成27年(ネ)第4544号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成
27年(ワ)第16220号)

口頭弁論終結日 平成28年2月22日

判 決

控訴人 山田

被控訴人

被控訴人

上記両名訴訟代理人弁護士

荒井哲朗

同 浅井淳子

同 太田賢志

同 佐藤顕子

同 五反藤裕一

同 津田顕郎

同 見反田浩

同 磐見友太郎

主 文

1 本件控訴をいずれも棄却する。

2 なお、原判決主文1項は被控訴人[A]の請求の減縮により、「控訴人は、被控訴人[A]に対し、754万8000円及びこれに対する

平成27年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」と変更され、同2項は被控訴人[B]の請求の減縮により「控

訴人は、被控訴人[B]に対し、1725万2000円及びこれに対

する平成27年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支
払え。」と変更されている。

3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

A A

1(1)ア 被控訴人 [] (以下「被控訴人 []」という。)は、結婚紹介サイ
トで知り合った一審被告菊池 [] (以下「一審被告菊池」という。)から
勧誘を受け、平成25年9月16日から平成26年10月29日までの間に、
一審被告株式会社尚未の社債取得、一審被告ロングテイル株式会社(以
下「一審被告ロングテイル」という。)への出資名目で、合計700万円
を、一審被告株式会社尚未又は一審被告ロングテイルの口座に振り込んで
支払った。 B B

イ 被控訴人 [] (以下「被控訴人 []」といふ。)は、結婚紹介サイ
トで知り合った一審被告菊池から勧誘を受け、平成25年10月29日か
ら平成26年5月26日までの間に、一審被告ロングテイルへの出資、一
審被告株式会社尚未の株式取得、同社に対する融資名目で、合計1600
万円を、一審被告株式会社尚未又は一審被告ロングテイルの口座に振り込
んで支払った。 B

ウ 被控訴人 [] については、一審被告株式会社尚未の平成25年11月1
0日付け臨時株主総会において同人を取締役に選任する旨の決議がされた
として、その旨の登記がされている。

(2) 本件は、被控訴人らが、控訴人、取下擬制前控訴人新野 [] 及び分離前控訴
人大熊 [] 並びに一審被告株式会社尚未、一審被告ロングテイル、一審被告

藤澤 [] (以下「一審被告藤澤」という。)、一審被告菊池、一審被告吉原 [] 及び一審被告横川 [] (以下「一審被告横川」という。)に対し、上記控訴人らは、共謀の上、一審被告菊池において、結婚紹介サイトで知り合った被控訴人らに対して、交際する意思がないにもかかわらず、これがあるかのごとくほのめかして、その歓心を引き、高い配当利益が得られるなどと虚偽の説明をして、実態に乏しい法人への投資を勧誘し、被控訴人らにその旨の誤信を生じさせ、これによって被控訴人らに上記振込送金をさせたものであると主張して、不法行為又は会社法355条、429条1項による損害賠償請求権に基づき、上記振込送金額に相当する損害金及び弁護士費用並びにこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、被控訴人 [] ^Bが、一審被告株式会社尚未に対し、同人を取締役に選任した株主総会の決議が存在しないことの確認を求める事案である。

(3) 原審は、控訴人、取下擬制前控訴人新野 [] 及び分離前控訴人大熊 [] が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないことから、上記控訴人らについて弁論を分離した上、民事訴訟法159条3項本文を適用して、被控訴人らの上記控訴人らに対する請求を認容し、上記控訴人らが控訴した。

当審において、取下擬制前控訴人新野 [] については控訴取下げが擬制され、分離前控訴人大熊 [] については和解が成立した。

2 前提事実 A

(1)ア 被控訴人 [] は、昭和 [] 生まれの男性であり、平成27年7月に結婚するまでは独身であった(甲33)。

被控訴人 [] ^Bは、昭和 [] 生まれの男性であり、独身である(甲34)。

イ 一審被告株式会社尚未(設立当初の商号は株式会社土心であり、その後株式会社カインドネス、株式会社ニルバーナ、株式会社TFVと商号変更

をしている。)は、平成17年9月15日に設立された人材派遣等を目的とする会社であり、一審被告ロングテイルは、平成22年3月10日に設立された塾の運営等を目的とする会社である(弁論の全趣旨)。

ウ 一審被告藤澤は、一審被告株式会社尚未の発起人の一人であり、同社の発行済株式総数の3分の1を保有し、平成21年5月25日から平成23年5月6日まで一審被告株式会社尚未の取締役を務めていたほか、平成22年3月10日から平成23年8月21日まで一審被告ロングテイルの取締役であった(弁論の全趣旨)。

エ 控訴人は、一審被告藤澤とともに、一審被告株式会社尚未の発起人の一人であり、平成24年6月5日から平成25年3月30日まで一審被告株式会社尚未の取締役であり、平成24年3月18日から平成25年3月11日まで一審被告ロングテイルの取締役であった(弁論の全趣旨)。

オ 一審被告菊池は、平成23年5月6日以降一審被告株式会社尚未の取締役(平成27年2月19日までは代表取締役)を務め、平成23年8月21日から平成26年11月20日までは一審被告ロングテイルの取締役を務めた(弁論の全趣旨)。

カ 一審被告横川は、平成25年1月10日から平成27年2月15日まで、一審被告株式会社尚未の取締役であった(弁論の全趣旨)。

(2) 被控訴人Aは、結婚紹介サイトで知り合った一審被告菊池から勧誘を受け、平成25年9月16日に出資金名目で400万円を一審被告ロングテイルの口座に、同年12月22日に社債取得の名目で200万円を一審被告株式会社尚未の口座に、平成26年10月29日に社債取得の名目で100万円を一審被告株式会社尚未の口座にそれぞれ振込送金した(甲33)。

(3) 被控訴人Bは、結婚紹介サイトで知り合った一審被告菊池から勧誘を受け、平成25年10月29日に150万円、同月30日に850万円を出資金名目で一審被告ロングテイルの口座に、同年11月7日に一審被告株式会

社尚未の株式取得の名目で400万円を同社が使用する口座に、平成26年5月25日に100万円、同月26日に100万円を一審被告株式会社尚未に対する融資の名目で同社の口座にそれぞれ振込送金した（甲34）。

3 争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、一審被告菊池の出資金、社債取得等についての勧誘が違法なものであり、これについて控訴人が不法行為責任を負うといえるかである。

(1) 被控訴入らの主張

ア 一審被告菊池は、違法なデータ商法によって被控訴入らに対して一審被告ロングテイルに対する出資等の勧誘を行い、被控訴入らに金銭の振込送金をさせた者であるから、被控訴入らに対して民法709条により不法行為責任を負う。

イ 一審被告菊池による被控訴入らに対する違法行為は、その経過、態様に照らし、一審被告株式会社尚未及び一審被告ロングテイル（以下「一審被告株式会社尚未ら」という。）の営業方針、営業姿勢によって行われたものであるから、一審被告株式会社尚未らは民法709条により法人として固有の不法行為責任を負う。

ウ 一審被告菊池による違法行為は、一審被告株式会社尚未らが、組織を統轄する者、無差別の勧誘をする者、取引に引きずり込む者、クレームに対応する者などの役割をそれぞれの者に担わせた上で、組織的に追行したものであるところ、控訴人は一審被告藤澤の部下として一審被告株式会社尚未の東京労働局への届出業務や登記申請業務等を行い、またクレーム対応を一手に引き受けて弁護士からのクレーム対応まで行っていたのであり、一審被告菊池による違法行為を共同して行った者として、民法719条により共同不法行為責任を負う。

(2) 控訴人の主張

ア 控訴人は、一審被告株式会社尚未らの相談役として両社に関わっていた

が、出資等の勧誘、社債の募集等には何ら関与しておらず、一審被告菊池による行為について不法行為責任を負うことはない。

イ 一審被告株式会社尚未は、実際にFXトレーダーの労働者派遣業を行つており、違法なデータ商法を組織的に行ってはいたことはない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴入らの請求は、理由があるからいずれも認容すべきであると判断する。その理由は、次項以下のとおりである。

2 認定事実 A

(1)ア 被控訴人 [] は、結婚紹介サイトを通じて一審被告菊池と知り合い、平成25年5月ころから同人と連絡を取り合うようになった（甲33）。

イ 被控訴人 [] は、平成25年8月ころ、一審被告菊池から一審被告ロングテイルへの投資を勧誘されたが、同人に好意を持っており、投資勧誘に応じることで同人とより親密になれるかもしれないと思って契約することとし、同年9月15日には一審被告ロングテイルとの間の投資契約書に署名、押印をし、同月16日に出資金400万円を一審被告ロングテイルの口座に振込送金した（甲1，33）。

ウ 被控訴人 [] は、平成25年12月ころ、一審被告菊池から一審被告株式会社尚未が社債の募集をしていてその利率は一審被告ロングテイルよりも良いと言われ、一審被告菊池に好意を持っていたためその話しに乗ることとし、第1回社債申込証を受け取った上、同月22日に社債取得の資金として200万円を一審被告株式会社尚未の口座に振込送金した（甲3，33）。

エ 被控訴人 [] は、平成26年10月18日、一審被告菊池から「少しでも追加で社債を購入して貰えると私としても助かる。」などと言われ、新規で0.5口（100万円）を購入すると伝え、同月25日に第2回社債申込証を一審被告菊池に手渡した上、同月29日に社債取得の資金として

100万円を一審被告株式会社尚未の口座に振込送金した（甲6，33）。

B
(2)ア 被控訴人 [] は、平成25年8月に結婚紹介サイトを通じて一審被告菊池と知り合い、同年9月1日に初めて新宿で会って以降、同人と直接会ったり、メールでやり取りしたりするようになった（甲34）。

B
イ 被控訴人 [] は、平成25年10月下旬ころ、一審被告菊池から一審被告ロングテイルに対する出資を勧誘されたが、同人に好意を持っていて投資をすれば同人とさらに親密になれると思って、出資金として同月29日に150万円、同月30日に850万円を一審被告ロングテイルの口座に振込送金した（甲34）。

B
ウ 被控訴人 [] は、平成25年11月6日、一審被告菊池と会ったところ、一審被告株式会社尚未に400万円を投資して株主になってもらえないか、株主になれば一審被告菊池が経営する一審被告株式会社尚未のファミリーの一員になれると言われ、一審被告菊池とファミリーになりたいと思って、株式への投資に応じることとし、同月7日、株式取得の代金として400万円を一審被告菊池が指定する一審被告尚未が使用する口座に振込送金した（甲34）。

一審被告菊池は、平成25年12月21日、新宿区の京王プラザホテルの喫茶店において、被控訴人 [] に対し、一審被告株式会社尚未の20株券4枚を手渡した（甲12の1ないし4、甲34）。

B
エ 被控訴人 [] は、平成26年5月ころ、一審被告菊池から、カードローンで200万円を借りて、それをそのまま一審被告株式会社尚未に融資してほしいと言われ、同人から言われるままに200万円を銀行で借りて、融資金として同月25日に100万円、同月26日に100万円を一審被告株式会社尚未の口座に振込送金した（甲34）。

(3)ア 控訴人は、一審被告株式会社尚未の発起人として設立に関わるとともに、平成24年6月5日から平成25年3月30日まで同社の取締役であり、

平成24年3月18日から平成25年3月11日までは一審被告ロングテイルの取締役であった（弁論の全趣旨）。

イ 控訴人は、一審被告株式会社尚未において、同社の東京労働局への届出業務や登記申請業務等を行い、また同社に対するクレーム対応を一手に引き受け、弁護士からのクレームに対する対応をも行っていた（争いがない。）。

ウ(ア) 控訴人は、平成27年3月4日、被控訴人■に対し、「尚未の相談役をしている山田です。尚未は社長に事故があり、1月に辞任届けが提出され、資金ショートなどで混乱し、社債の利払いも停止せざるを得ない状況になっております。」などと記載されたメールを送信した（甲9の2）。 A

(イ) 控訴人は、平成27年3月5日、被控訴人■に対し、「社債の償還については、お知らせしたように、現在会社には利払いをする資金もない状況です。例え裁判で支払えとの判決があっても、ない物は裁判所も取り立てられませんし、訴訟費用と弁護士費用だけの無駄払いになってしまいます。今債権者一人一人とお会いして、会社再建のご協力を依頼しています。既に50名近い債権者様から同意確認書を頂いておりますが、（以下省略）」などと記載されたメールを送信した（甲9の3）。

(4) 一審被告株式会社尚未は、東京労働局に対し、平成25年6月25日に特定労働者派遣事業届出書及び特定労働者派遣事業計画書を提出したが、その後は、平成26年4月7日に関係派遣先派遣割合報告書を提出したのみで、労働者派遣事業報告書（年度報告）、労働者派遣事業報告書（6月1日現在の状況報告）及び労働者派遣事業収支決算書は全く提出していない（甲21の1ないし3）。

3 爭点に対する判断

(1)ア 上記2に認定した事実及び掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、一

審被告菊池は結婚紹介サイトを通じて同じ時期に被控訴人らと知り合い、被控訴人らに対して交際をほのめかしながら投資のリスクを何ら説明することなく、出資金、社債購入資金等として一審被告株式会社尚未らに対する投資を勧誘したこと、被控訴人らを勧誘した一審被告菊池以外にも、一審被告株式会社尚未の取締役であった一審被告横川が同様の方法で一審被告株式会社尚未らに対する投資の勧誘を行っていたこと（弁論の全趣旨）、一審被告菊池による勧誘と一審被告横川による勧誘とは、勧誘の方法が共通のものであり、両名が勧誘を行っていた時期は近接していることが認められ、これらによれば、一審被告菊池及び一審被告横川による投資の勧誘は、結婚紹介サイトで知り合った相手方に対して、交際する意思はないにもかかわらず、これがあるかの如く装い、相手方の歓心をかい、実態に乏しい法人への投資案件を勧誘するという違法なデータ商法による投資勧誘行為と評価され、これは一審被告株式会社尚未の業務の一環として行われていたものと認められる。

イ また、上記2に認定した事実及び掲記した証拠によれば、控訴人は一審被告株式会社尚未の発起人としてその設立に関わるとともに、一定期間、一審被告株式会社尚未らの取締役を務めていたこと、控訴人は一審被告株式会社尚未においては同社の東京労働局への届出業務や登記申請業務等を行い、同社に対するクレーム対応を一手に引き受けていたこと、控訴人は被控訴人A [REDACTED] に対して自らクレーム対応のメールを送信していることが認められ、これらによれば、控訴人は一審被告株式会社尚未らが業務として違法なデータ商法によって出資等の勧誘を行っていることを認識しながらこれに加担したものであると認められ、控訴人は民法719条により共同不法行為責任を負うものと認められる。

(2)ア これに対して、控訴人は、一審被告株式会社尚未らの相談役として両社には関わっていたが、控訴人において社債の募集等に関与したことではなく、

一審被告菊池による行為について不法行為責任を負うことないと主張する。

しかし、控訴人が一審被告株式会社尚未らが業務として違法なデータ商法によって出資等の勧誘を行っていることを認識しながらこれに加担したものであると認められることは上記(1)イ判示のとおりであり、控訴人の主張は採用できない。

イ また、控訴人は、一審被告株式会社尚未は社債により調達した資金により実際にFXトレーダーとして労働者を派遣していたのであって、違法なデータ商法を組織的に行っていたことないと主張し、証拠（丙1ないし6）を援用する。

しかし、控訴人が援用する上記証拠によつては一審被告株式会社尚未が実際に労働者を派遣する業務を行つていたものとまでは認められず、一審被告株式会社尚未が東京労働局に対し労働者派遣事業報告書（年度報告）、労働者派遣事業報告書（6月1日現在の状況報告）及び労働者派遣事業収支決算書の提出を全く行つていないことからすれば、同社が実際に労働者を派遣する業務を行つていたものとは認められず、控訴人の主張は採用できない。

4 以上によれば、被控訴入らの請求はいずれも理由があるから、これを認容した原判決は相当であつて、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却すべきである。なお、当審において、控訴人に対する請求を、被控訴人[A]は754万8000円及びこれに対する平成27年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払請求に減縮し、被控訴人[B]は1725万2000円及びこれに対する平成27年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払請求に減縮したので、原判決主文1項及び2項は、本判決主文2項のとおりに変更されているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 永野厚郎

裁判官 山本剛史

裁判官 見米正

これは正本である。

平成28年4月20日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 高橋啓